

1. 総括

マレーシアは人口規模が約 3 千万人と ASEAN 加盟国の中では中間に位置する一方で、一人当たり名目 GDP は 1 万米ドルを超え、シンガポール、ブルネイに次いで高い水準となっている（2019 年）。近年スマートフォンの普及により、決済をはじめ配車や配送など様々な経済活動におけるデジタル化が都市部を中心に浸透している。デジタル関連の国内市場を見ると、EC 小売の市場規模が約 50 億ドルであり、人口が 2 倍以上であるタイと同程度の規模を誇る（2019 年）。

かかる状況を踏まえ、マレーシア政府は将来性も見越してデジタル振興には前向きなスタンスである。具体的には、2019 年に発表された 2030 年までの国家開発計画「シェアード・プロスペリティ・ビジョン 2030」では、重点的に進める 15 の経済成長活動に「デジタルエコミー」、「コンテンツ産業」を掲げ、デジタル時代における企業基盤強化や関連インフラ整備のみならず高度人材開発などの推進も行う。また、2016 年発表の「第 11 次マレーシア計画」下でも、国内 EC 市場の底上げのほか、さらなるデジタルエコミー化を促進する一環としてデジタル自由貿易区の整備を進めるなど、具体的なデジタル化推進策を積極的に打ち出している。

このような中、個人情報保護への意識の高まりを受け、マレーシアは周辺アジア諸国より比較的早期に個人情報保護法（2010 年）を施行した。同法では商行為に関する個人情報の使用を規制しているが、オンライン・プライバシー等の問題に関する条項は規定されていないといった点が指摘されている。2017 年に発生したマレーシアの携帯電話加入者 4,600 万人以上の個人情報が漏洩する事件等を背景に個人情報保護強化を求める声が高まっており、マレーシア政府としては個人情報保護法の改正に向け現在検討を進めている状況である。並行して通信マルチメディア法（1998 年、2002 年改正）の改正も検討されており、その中でサイバー犯罪対策の強化や法令違反への罰則強化等が盛り込まれる予定となっている。

2. デジタル法制の状況

(1) 国の概況

- 2018年5月に首相に就任したマハティール氏が任期半ばで辞任し、2020年3月にムヒディン氏が首相に就任。各種政策等の政府方針は変わらず、デジタル関連政策も積極的なスタンス。
- マレー系、中国系、インド系、先住民族等で構成される多民族国家。
- 製造業（電気機器）や農林業、鉱業を主な産業とする。2020年までに「先進国入り」の目標を掲げ、シンガポールを意識しながら各種産業のデジタル化にも積極的。

面積	33万平方キロメートル	
人口	3,280万人	
首都	クアラルンプール	
政体	立憲君主制	
名目 GDP	3,653億米ドル	
実質 GDP 成長率	4.3%	
一人当たり名目 GDP	11,137米ドル	
進出日系企業数	1,544社 (2020年2月時点) ※在留邦人数は26,555人 (2018年10月1日現在)	

(注) 特記がない限り2019年統計

(出所) IMF、世銀、日本国外務省、JETRO、当該国政府機関ほか各種資料

(2) デジタル法制の状況

- 2019年10月に発表された2030年までの国家開発計画「シェアード・プロスペリティ・ビジョン2030」では、重点的に進める15の経済成長活動に「デジタルエコノミー」、「コンテンツ産業」が挙げられており、デジタル関連政策推進に向けた長期方針が描かれている。
- 「第11次マレーシア計画」下でも、国内EC市場の底上げを謳ったり、デジタルエコノミー化の推進を図るためのデジタル自由貿易区の整備を行ったりと、具体的なデジタル化推進策を積極的に打ち出している。

【国家戦略・計画】

名称（発表年）	主な内容
シェアード・プロスペリティ・ビジョン2030 (2019年)	<ul style="list-style-type: none">• 2021年から2030年までの10年間の国家開発計画。2030年までに「所得グループ、民族、宗教、サプライチェーンにおける公正かつ公平な分配による持続可能な成長」を達成することを目的としている。• 経済面では中小企業によるGDP貢献度の上昇や機械設備分野の投資額の増加、人材開発・雇用面では高度人材の増加や平均賃金および労働生産性の向上などが掲げられている。
第11次マレーシア計画 (2016年)	<ul style="list-style-type: none">• 先進国入りを目指す2016年から2020年の経済開発政策として、国内EC市場の底上げをはじめデジタルエコノミーの推進を目的としたロードマップ。• 2017年3月には、デジタルエコノミーのさらなる推進を図るため、政府が首都圏地域に世界初となるデジタル自由貿易区(DFTZ)を整備すると発表。
第12次マレーシア計画 (2021年審議予定)	<ul style="list-style-type: none">• 2021年から2025年を対象としたマレーシア経済政策のロードマップ。第11次同様、デジタルエコノミー推進などの具体策が盛り込まれる予定。• 国民の生活水準向上に向けた2030年までの新政策「シェアード・プロスペリティ・ビジョン2030」の第一期に相当し、主に「経済の活性化」「環境の持続可能性」「社会制度改革」の3局面で展開される予定。
パブリックセクターICT戦略プラン2016-2020 (2016年)	<ul style="list-style-type: none">• マレーシア行政近代化・管理計画局(MAMPU)が2016年2月に発表。• マレーシアのパブリックセクターにおける2016年から2020年のICT戦略の方向性が描かれている。

EC 戦略ロードマップ (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 販売会社による EC の早期購入を推進、既存インセンティブの再編成を目指す。現地企業の EC を通じたグローバル化を図る政策を実施する。 • クアラルンプール・インターネット・シティ (KLIC) という、東南アジアをビジネス対象とする IT 企業を集積し、ネットワーキングや情報共有を行う都市構想も含まれている。
マルチメディア・スーパーコ リドー計画 (1996 年)	<ul style="list-style-type: none"> • 2020 年までのマレーシアの先進国入りを目指し、情報通信技術 (ICT) 産業の集積地形成を推進することが謳われた計画。 • 1997 年には ICT 産業集積都市としてクアラルンプール郊外に経済特区「サイバージャヤ」を設置。 • 2020 年 6 月に発表されたサイバージャヤ活性化を図るマスタープランでは「スマートモビリティ」「スマートヘルスケア」「デジタルクリエイティブ」の 3 分野を柱に据え、各分野で技術開発、実証実験の機会を提供し、産業クラスターの形成を推進する方針。

【デジタル関連法令】

- 2010 年に個人情報保護法が成立し、「商行為に関する」個人情報を対象として、情報利用者と情報処理者に対し収集、記録、保持、保管等の処理を行うことに関し規制を課した。
- 電子商取引法の中では、政府と国民の間の情報のやり取りについて電子的メッセージを使用する場合について規定されている。

名称 (制定年)	主な内容
個人情報保護法 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> • 個人データの収集、保有、処理および使用について規制。個人情報を取り扱う業種を問わず適用される横断的な法律であるが、保護される個人情報が「商行為に関するもの」と限定されている点が大きな特徴である。
個人情報保護 (マレーシ ア国外への個人情報移 転) 政令 2017 (ドラフト)	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報の国外移転が許可される国/地域を定めるもので、日本も含まれている。 • 2017 年にドラフトが個人情報保護局より公表されたが、2020 年 8 月時点では未承認。

マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> EC 事業を行おうとするネット通信販売事業者またはネット市場運営事業者のうち、外資が 50%を超える場合は、国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC) による認可が必要とされる。
電子商取引法 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> 電子的手段による商取引について、明確な法的位置づけを与えることにより電子商取引の加速を目指し制定された。しかし実際は、電子商取引や政府と国民との間の情報のやりとりに関して、電子的メッセージを使用する場合の法的根拠を規定するという内容にとどまった。
通信マルチメディア法 (1998年) (2002年改正)	<ul style="list-style-type: none"> 消費者保護のため、通信業界に対して「消費者フォーラム」を設置し、自主的なガイドラインを策定することに言及した。2017年3月には、インターネット普及拡大等の通信環境の劇的な変化に対応するため、改正案が国会に提出された。改正案には、主にサイバー犯罪対策の強化や法令違反への罰則強化等が含まれている。現在も当該改正案については審議中。
通信マルチメディア委員会 法 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> 通信及びマルチメディア産業に対する管理、監督、規制等の執行を通信マルチメディア委員会に委ねる旨を規定している。

【個人情報保護法】

- 保護対象となる「個人情報」は、商業的経済活動に関する情報であり、情報使用者が持つ当該情報から、または、当該情報とその他の情報を併せて特定できる情報対象者に直接または間接に関連するものを意味する。
- 本法の適用対象者は情報利用者と情報処理者とされている。情報利用者とは、単独又は共同で個人情報を処理し、または個人情報をコントロールする者もしくは処理する権限を与える者を、情報処理者とは情報利用者のために個人情報を処理する者を指し、例えば企業から顧客情報の処理を委託されたデータプロセッサを指す。
- 本法において、マレーシア国外へ情報を送信する場合についての規制がある。原則として、情報使用者は、大臣が通知により特定した場所でない限り、マレーシア国外に情報対象者の個人情報を送信することはできないとされている。大臣が特定する場所とは、基本的には本法と同様の法律がある国である。
- ただし、例外として、情報対象者が同意した場合、情報使用者及び情報対象者間の契約の履行に情報の国外送信が必要な場合などには、大臣が特定する場所でもなくとも、マレーシア国外へ個人情報を送信することができる。

- マレーシア政府は、個人情報保護法の改正に向けて、改正案の概要を2020年2月に公表。改正案の中では、データプロセッサへの個人情報保護規制強化、個人情報使用者に情報漏洩等があった場合の当局への報告要求等が定められている。

3. デジタル化の状況

(1) インターネットの利用度

- インターネット普及率は 79.3% であり、シンガポールやタイと比べると低く、今後さらに伸びる余地があると言える。
- EC 小売市場規模は 50 億ドルと、人口が 2 倍以上であるタイと同程度の規模を誇る。これは、インターネット人口 1 人あたりの EC 金額が 192 ドル/年であり、タイの 88 ドル/年よりも大幅に高い購買金額が背景にある。

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	日本
① 総人口 (2019年10月)	2.67億人	3,280万人	1.08億人	567万人	6,790万人	9,550万人	1.26億人
② 一人当たりGDP (2019年10月)	4,164米ドル	11,137米ドル	3,294米ドル	63,987米ドル	7,792米ドル	2,740米ドル	40,847米ドル
③ インターネット人口 (2018年12月)	1.75億人*	2,600万人*	7,900万人*	517万人	5,700万人	6,800万人	1.18億人
④ インターネット普及率	65.5%	79.3%	73.1%	91.2%	83.9%	71.2%	93.6%
⑤ EC小売市場規模 (2019年)	約133億ドル	約50億ドル	約10億ドル	19億ドル	約50億ドル	約29億ドル	約1,234億ドル
⑥ インターネット人口1人 あたりのEC金額	76ドル/年	192ドル/年	13ドル/年	367ドル/年	88ドル/年	43ドル/年	1,045ドル/年
⑦ 一人当たりGDPに占 めるEC金額の割合	1.8%	1.7%	0.4%	0.6%	1.1%	1.5%	2.6%
⑧ Facebookユーザー数 (2018年12月)	1.37億人*	2,200万人	6,200万人	430万人*	4600万人	5,000万人	7,100万人

(*) Internet World Stats 各国統計年月は以下の通り:

インドネシア (インターネット人口 2019 年 12 月、Facebook ユーザー数 2020 年 1 月)、シンガポール (Facebook ユーザー数 2019 年 6 月)、マレーシア (インターネット人口 2019 年 6 月)、フィリピン (インターネット人口 2019 年 6 月)

(出所) IMF、Internet World Stats、eMarketer

(2) EC 市場規模

- マレーシアの EC 市場は順調に拡大するとの推測。2024 年には 11.4 億米ドルと、2019 年の 2 倍超にまで拡大する見通し。
- 2019 年の EC 化率 (物販全体の市場規に占める EC 市場規模の比率) は 3.0% であり、周辺国と比べると高い水準となっている。



(出所) eMarketer

(3) デジタル産業

- マレーシア政府は 2011 年に「Financial Sector Blueprint 2011-2020」において電子決済の普及を推進することを宣言した¹。他方、マレーシアでは電子決済分野への参入が銀行、ノンバンク問わず相次いでおり、2020 年 8 月時点で電子マネーを発行するノンバンクの数が 47 社となっている²。
- こうした電子決済スキーム乱立の状況に対し、マレーシア政府はキャッシュレス決済プラットフォーム「Real-time Retail Payments Platform (RPP)」を構築。取組の一つとして、携帯電話番号や身分証明書やパスポート番号、事業者登録番号などを銀行口座や電子マネー口座と紐付けし振込ができるサービス「DuitNow」を開始³。マレーシアの決済エコシステムの変革を目指している。
- 2020 年 7 月現在、マレーシアにユニコーン企業（企業評価額 10 億ドル以上）は存在しない⁴。

¹ Bank of Negara Malaysia, “Financial Sector Blueprint 2011-2020”

² Bank of Negara Malaysia, “List of Non-bank E-money issuers”,
https://www.bnm.gov.my/index.php?ch=ps&pg=ps_nonbank_emoney

2020 年 8 月 6 日閲覧

³ AirAsia ホームページ, https://ir.airasia.com/corporate_profile.html, 2020 年 8 月 6 日閲覧

⁴ CB Insights “The Global Unicorn Club”, <https://www.cbinsights.com/research-unicorn-companies>, 2020 年 7 月 9 日閲覧

- 多くのグループ企業を抱える AirAsia は ASEAN を代表するマレーシアの LCC（Low Cost Carrier）。2019 年時点で 22 カ国 152 都市以上をカバーしている。AirAsia の躍進にはアジア発のチケットレス化やオンライン予約システムの構築といった革新的なテクノロジーの活用が重要な役割を果たしており、デジタル化により企業の成長を実現した一つの例である。
- ASEAN 地域で広く配車アプリや決済サービスを提供する Grab Taxi Holdings は、マレーシア創業の企業（現在の本拠地はシンガポール）。2019 年 2 月時点で東南アジア 8 カ国 336 都市においてサービスを提供しており、モバイルアプリは 1 億 3,800 万以上のダウンロード数となっている⁵。

⁵ EDB Singapore, “Lessons from Grab: From first downloads to SEA’s first ride-hailing giant”, <https://www.edb.gov.sg/en/news-and-events/insights/innovation/lessons-from-grab-from-first-downloads-to-seas-giant.html>, 2020 年 8 月 6 日閲覧

4. 産業・企業への影響

【個人情報保護法に対する反応】

- 個人情報保護法の導入に関わらず 2017 年 10 月にマレーシアの携帯電話加入者 4,600 万人以上の個人情報が漏洩する事案が発生。上述の通り、個人情報保護法は商行為に関する個人情報の使用を規制するものであり、オンライン・プライバシー等の問題に関する条項は規定されていない。オンライン化が進む中、オンライン上で急速に増加する個人情報を保護するため、個人情報保護法の強化を求める声が高まっている。2019 年にマレーシア通信マルチメディア委員会（MCMC）が発表した国内電子商取引（EC）に関する報告書の中でも、EC の課題としてプライバシーの懸念を挙げる回答者が約 6 割に上っている⁶。
- 産業・企業では個人情報保護強化を行っている事例も見られ、例えば金融大手の CIMB グループ・ホールディングスは個人情報の漏洩事案を契機に、個人情報の取り扱いを厳格化し、セキュリティ対策の強化に努めていくことを発表している。

以上

（2020 年 8 月時点）

⁶ Malaysian Communications and Multimedia Commission, “e-Commerce Consumers Survey 2018”